

福祉医療受給者証の有効期間にご注意ください



次の対象の方は、福祉医療受給者証の有効期間が3月31日（土）で終了します。期限が切れた受給者証は、4月中にご返却ください。

- ▼対象Ⅱ【母子家庭等医療費受給者証】平成5年4月2日～平成6年4月1日生まれの方およびその保護者【子ども医療費受給者証】平成8年4月2日～平成9年4月1日生まれの子ども
- ▼返却方法Ⅱ4月27日（金）までに保険年金課または赤羽根市民センター、渥美支所へ直接返却
- ▼保険年金課
☎23局3514 FAX23局0180

税

固定資産税にかかる閲覧縦覧

4月から、平成24年度固定資産税の課税内容の確認のため「固定資産

課税台帳の閲覧」「土地および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧」を行います。

固定資産課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳の閲覧申請は、所有者のほか借地・借家人なども行えます。ただし、借地の方は当該土地、借家の方は当該土地および家屋に限ります。

また、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明を取ることできます。

- ▼閲覧場所Ⅱ市役所税務課
- ▼閲覧および記載事項の証明期間Ⅱ4月2日（月）から通年／土・日曜日、祝日および年末年始を除く／午前8時30分～午後5時15分
- ▼対象者／対象固定資産Ⅱ①固定資産の納税義務者（代理人含む）／当該納税義務に係る固定資産②土地について賃借権その他の使用または収益を目的とする権利（対価が支払われるものに限る）を有する方／当該権利の目的である土地③家屋について賃借権その他の使用または収益を目的とする権利（対価が支払われるものに限る）を有する方／当該権利の目的である家屋およびその敷地である土地④固定資産の処分をする権利を有する一定の方／当該権利の目的である固定

資産 ▼持ち物Ⅱ本人（同居の親族を含む）が閲覧する場合は、運転免許証・納税通知書など本人と確認できるもの／代理の方が閲覧する場合は、委任状と運転免許証など代理人自身を確認できるもの／借地・借家の方などが閲覧する場合は、権利関係を示す書面などと、運転免許証などの借地・借家人自身を確認できるもの

土地および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧



土地縦覧帳簿および家屋縦覧帳簿を縦覧することにより、納税者が自分の土地・家屋の価格と、近隣の土地・家屋の価格とを比較することができます。

縦覧は無料ですが、写しの交付は行いません。

- ▼縦覧期間Ⅱ4月2日（月）～5月31日（木）／土・日曜日、祝日を除く／午前8時30分～午後5時15分
- ▼縦覧場所Ⅱ市役所税務課
- ▼対象者Ⅱ市内に所在する土地・家屋の固定資産税納税者（代理人含む）
- ▼縦覧帳簿の記載項目Ⅱ①土地価格等縦覧帳簿（所在・地番・地目・地積・

価格）②家屋価格等縦覧帳簿（所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格）

▼持ち物Ⅱ本人（同居の親族を含む）が縦覧する場合は、運転免許証・納税通知書など本人と確認できるもの／代理の方が縦覧する場合は、委任状と運転免許証など代理人自身を確認できるもの

▼審査申出期間Ⅱ固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申し出は、4月2日から、納税通知書の交付を受けた日の翌日から60日までの期間

- ▼税務課
☎23局3510 FAX23局0180

DONATION

寄付

次の方々からご寄付をいただきました。ご厚意に感謝します。

- ▼2月14日、中部電力株式会社様から、緑化推進と地球温暖化防止のため、苗木21種421本。

ふるさと寄附金

- ▼12月28日、笠井喜美子様（東京都）から金20万円。

